

## 【「拡張保証パック」ご利用規約(オンサイト含む)】

## 【「拡張保証 1 年間延長パック」ご利用規約(オンサイト含む)】

## 【「拡張保証パックプラス」ご利用規約(オンサイト含む)】

## 【「拡張保証 1 年間延長パックプラス」ご利用規約(オンサイト含む)】

### 第1条(本規約)

本利用規約(以下「本規約」といいます)は、パナソニック コネクト株式会社 モバイルソリューションズ事業部(以下「当社」という)が提供する「拡張保証パック」(オンサイト含む)、「拡張保証 1 年間延長パック」(オンサイト含む)、「拡張保証パックプラス」(オンサイト含む)及び「拡張保証 1 年間延長パックプラス」(オンサイト含む)(以下「本サービス」といいます)を利用する際の条件等について定めています。

本サービスは、当社がご利用者に別途知らせる登録確認書に記載の有効期間終了日までの間、対象機器に生じた突発的事故により発生した損害を、当社所定のサービス条件に基づいて補償するものです。

ご利用者は、本サービスのご利用に先立ち、本規約のすべてに同意し、それらを遵守することを条件として、本サービスを利用することができるものとします。

なお、当社は本規約を随時変更することがあります。本規約に変更の必要が生じた場合は、ご登録のメールアドレスへご連絡メールを配信又は本サービス掲載サイトに掲載することにより変更できたものとし、当該連絡又は掲載時点から効力を生じるものとします。

### 第2条(用語の定義)

本サービスにおいて、以下の用語は以下の意味として使用します。

「対象機器」とは、サービスプラスソリューション登録依頼書の機種品番・製造番号の項目に記載の機器をいいます。

※登録項目は、お客様情報(貴社名や住所等)・出荷日・機種品番・製造番号・設置先住所 となります。

### 第3条(補償内容について)

対象機器に生じた突発的事故により発生した損害を部品交換等修理により補償します(盗難の場合は同等機器の提供をもって補償します)。

本サービスの対象となるのは、対象機器のサービスの申し込みをいただいた商品です。

本サービスの延長パックを購入する際は、保証期間外保証延長サービス(引取り/オンサイト)の購入が前提条件となり、本サービスは、保証延長サービス終了と同時に終了するものとします。

本サービスの購入の申込みは、お客様が当社指定の登録依頼書を当社に返送する方法により行うものとします。本サービスは、対象機器と同時に購入いただくことを基本とします。対象機器購入後に本サービスを購入される場合は、対象機器の購入日を証明できる書類を添えてお申し込みください。なお、対象機器購入後に本サービスを購入される場合、本サービスの開始日は当社が登録依頼書を受領した日の一月後とします。

万一、本サービスに関連して、対象機器のデータが取り出せなくなった場合は、データの紛失から生じる損失、損害について当社は一切の責任を負いませんので、ご利用者の費用と責任にて必要なデータのバックアップをお願いします。

### 第4条(サービス範囲について)

本サービスは、日本国内において発生した突発的事故のみ有効です。本サービスの対象となる損害は、以下の突発的事故(※)を原因とするものとなります。

※落下等の破損、水濡れ、天災(火災、落雷、台風・洪水)、盗難

(※突発事故のうち盗難は、拡張保証パックプラスをお申し込みの場合にのみ補償します。なお、盗難の場合、同等機器の提供は本サービス期間中1回限りとし、登録確認書に記載する本サービス有効期間にかかわらず、同等機器の提供をもって本サービスは終了するものとします。かかる提供機器に対する本サービスの延長及び再加入はできません。)

本サービスの対応は原則として引取り修理サービスとなります。ただし、以下の全てに該当する場合、オンサイト保守を行います。

①「拡張保証パック・オンサイト」、「拡張保証 1 年間延長パック・オンサイト」、「拡張保証パックプラス・オンサイト」又は「拡張保証 1 年間延長パックプラス・オンサイト」を購入した場合

②対象機器が、Let's note の場合

③サービスエンジニアが破損状態等踏まえてオンサイト保守が可能と判断した場合。なお、引取り修理サービス及びオンサイト保守サービスの概要は、「無償保証期間延長サービス規定」(<https://jp-pc-support.connect.panasonic.com/warranty-service/co-ext-wty/rules/>)に従います。

本サービスの範囲は、商品を最初に購入されたお客様のみに適応されるもので、お客様が商品を譲渡、転売された第三者には適応されません。

当社は、本サービスの全部又は一部を、第三者に委託する場合があります。

### 第5条(本サービスの適用除外について)

本サービス期間内でも次の場合には適用除外となりますので、修理にあたっては原則として、有料にさせていただきます。

①詐欺や横領、紛失や置忘れ

②故意もしくは重大な過失、法令違反

③ご利用者、又は第三者の使用上の誤り及び不当な修理や改造による故障又は損傷

④バッテリー・取扱説明書などの消耗品、対象商品に同梱以外の周辺機器、別途購入されたソフトウェア

⑤当社純正品以外の周辺機器やアクセサリご使用による故障又は損傷

⑥経年変化により機能に影響しない汚れや、傷・軽微な凹み・割れ・変色・さび・腐食などによる故障又は損傷

⑦当社の修理基準に照らして機能に影響しないと判断される汚れや、傷・軽微な凹み・割れ・変色・さび・腐食など

⑧液晶画面の画素欠けや画素の常時点灯又は使用に伴う経年変化としてこれらの事象が生じる場合(色むら、白シミ等)

⑨防水・防滴・防塵性能を維持するための部品交換及び性能確認

⑩戦争や武力行使、テロ行為、武装反乱その他類似する事象又は暴動などによる故障又は損傷

⑪差押えや没収・破壊等、国又は公共団体の公権力の行使

⑫核燃料物質の放射性、爆発性、その他有害な特性

⑬天災(地震、噴火、津波)その他天災地変(ただし、第4条規定のサービス範囲は除く)及び、公害、塩害、ガス害(硫化ガスなど)、異常電圧、指定外の使用電源、(電圧、周波数)などによる故障又は損傷

⑭車両、船舶等に搭載された場合に生ずる故障及び損傷

⑮ウイルスなどによる機能障害、ソフトウェアに起因する場合の障害

⑯1件の修理における部品費用 16.5 万円(税込)(以下「補償上限」という)を超過した場合は負担いただきます。その費用は見積を提示いたします。なお、補償上限を超過しないために 1 件の修理を複数回の修理依頼に分けることはお受けいたしません。補償上限内に留めるためにお客様のご要望により修理対象から除外した故障又は損傷について、本サービス適用による次回以降の修理としてお受けできない場合がございます。

⑰その他当社が対象機器に関し付保する保険の免責事項に定めるもの

### 第6条(本サービス代金)

ご利用者は、本サービス利用料金として、当社所定のサービス代金を販売店等を通じて当社に支払うものとします。なお、本サービス(同等サービス含む)の対象となる損害等の発生率が高い法人のお客様には、サービス代金を別途追加請求、又は次回以降、本サービス(同等サービス含む)をお申し込みいただいた場合のサービス代金額の引き上げをさせていただきますので、ご了承願います。

### 第7条(サービス有効期間)

本サービスの有効期間は、登録確認書の記載によるものとします。対象機器購入時に本サービスを購入いただいた場合、本サービスの有効期間はお客様の対象機器ご購入日より最長 5 年間となります。対象機器購入後に本サービスを購入された場合、本サービスの有効期間は、当社がご利用者から登録依頼書を受領した日の1ヶ月後に開始し、通常保証期間終了時までとなります。

### 第8条(損害賠償について)

万一、本サービスに関連して当社の責に帰すべき事由により損害が発生した場合、当社の支払う損害賠償、費用の補償、その他一切の責任及びその合計額は、本サービスの対象となった対象商品の購入代金として、当社もしくは販売店が受領した合計額を上限とします。

### 第9条(解約)

1. ご利用者又は当社が、次の各号の一つに該当したときは、相手方は何等の催告を要せず、相手方への通知をもって直ちに本サービスを解約できるものとします。

①本規約に基づく債務を履行せず、相手方から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき

②関係法令、もしくは本約款に違反し、又は著しい背信行為をしたとき

③監督官庁から営業の取消又は停止等の処分を受けたとき

2. ご利用者又は当社が、前項各号のいずれかにでも該当したときは、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとします。

3. ご利用者の責に帰すべき事由による本サービス中途解約によるサービス料金の返金は致しかねますので、ご了承願います。

### 第10条(機密保持)

1. ご利用者及び当社は、本サービスの履行過程で知り得た情報(以下「秘密情報」といいます)を秘密として保持し、第三者に開示・漏洩しないものとします。ただし、法令又は裁判所等の公的機関の要請・命令等により開示を強制され、開示せざるを得ない場合は、この限りではありません。
2. ご利用者及び当社は、本サービスが終了したとき、又は相手方から秘密情報の廃棄の請求を受けたとき、その他秘密情報が不要となった場合、秘密情報を速やかに廃棄するものとします。ただし、当社が本サービスを提供するにあたり、当社で作成した情報を除きます。本条の義務は当該秘密情報を廃棄した時点より1年間存続するものとします。

第11条(合意裁判所)

ご利用者及び当社は、本サービスに関し訴訟の提起、調停の申立等が必要となった場合、大阪地方裁判所を専属的な第一審管轄裁判所とします。

第12条(協議事項)

本サービス内容の解釈に疑義が生じた場合は、ご利用者当社誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。